

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 5 2 1 6 )

問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸  
電 話 0228 32 5111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 28 日（水曜日）開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 取締役の任期を 1 年に変更し、経営のスピード向上を目指すものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(別紙)「新旧対照表」のとおりであります。

#### 3. 日 程

平成 19 年 3 月 28 日開催の弊社第 32 回定時株主総会にて承認されることを条件といたします。

以 上

(別紙)

## 新旧対照表 (定款変更案)

株式会社倉元製作所

(下線部は変更箇所)

第1章 総則	第1章 総則
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社 倉元製作所と称し、英文では、KURAMOTO CO., LTD. と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の加工および販売</li><li>2. 電子機器、精密機器の製造および販売ならびにその部品の加工および販売</li><li>3. 植物の育種技術の開発</li><li>4. 種苗の生産および販売</li><li>5. 穀物類の集荷および販売</li><li>6. 建築資材および建設機械の販売</li><li>7. 精密スプリング、金属プレス品、ホースバンドの製造および販売</li><li>8. セラミックス製日用雑貨品の製造販売</li><li>9. 金型、金型用部品の設計、製造および販売</li><li>10. 磁気ヘッドの加工および販売 (新設) (新設)</li><li>11. 各種人工皮革品ならびにその原材料の開発、製造、加工および販売</li><li>12. 各種電子デバイス用精密研磨材の開発、製造、加工および販売</li><li>13. 産業用フィルターの製造および販売</li><li>14. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の製造装置、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売</li><li>15. 自動制御機械、産業用ロボット、計測機械、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売</li><li>16. 機械工具、空気圧・油圧機器、金型等、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売</li><li>17. 工作機械、マイクロコンピュータ応用機器の設計に関するコンサルティング</li><li>18. 前各号に関する技術およびノウハウの販売</li><li>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</li></ol>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. (現行どおり)</li><li>2. (現行どおり)</li><li>3. (現行どおり)</li><li>4. (現行どおり)</li><li>5. (現行どおり)</li><li>6. (現行どおり)</li><li>7. (現行どおり)</li><li>8. (現行どおり)</li><li>9. (現行どおり)</li><li>10. 磁気ヘッドの製造</li><li>11. 電子部品の製造請負</li><li>12. 金属製品の製造請負</li><li>13. (現行どおり)</li><li>14. (現行どおり)</li><li>15. (現行どおり)</li><li>16. (現行どおり)</li><li>17. (現行どおり)</li><li>18. (現行どおり)</li><li>19. (現行どおり)</li><li>20. (現行どおり)</li><li>21. (現行どおり)</li></ol>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を宮城県栗原市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査役</li><li>3. 監査役会</li><li>4. 会計監査人</li></ol>

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

やむを得ない事由により、電子公告による  
ことができない場合は、日本経済新聞に掲載  
する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(株式の総数)

第 5 条 当社が発行する株式の総数は、33,700,000  
株とする。

(新 設)

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の  
規定により、取締役会の決議をもって自己株式  
を買受けることができる。

(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の1 単元の株式の数は、100 株とする。  
当社は、1 単元の株式数に満たない株式に  
係る株券を発行しない。

(新 設)

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書  
換、単元未満株式の買取り、その他株式に関す  
る取扱いおよび手数料は、法令または本定款の  
ほか、取締役会において定める株式取扱規程に  
よる。

(名義書換代理人)

第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置  
く。

当社の名義書換代理人およびその事務取  
扱場所は、取締役会の決議により選定する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以  
下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換  
代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義  
書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示  
および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買  
取り、その他株式に関する事務は名義書換代理  
人に取り扱わせる。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、  
事故その他やむを得ない事由によって電子公告に  
よる公告をすることができない場合は、日本経済  
新聞に掲載して行う。

(削 除)

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、33,700,000 株と  
する。

(株券の発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、  
取締役会の決議によって市場取引等により自己の  
株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。  
当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未  
満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取  
扱規程に定めるところについてはこの限りではな  
い。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、  
その有する単元未満株式について、次に掲げる権  
利以外の権利を行使することができない。  
1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利  
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をす  
る権利  
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当  
ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(第 12 条に移動)

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取  
締役会の決議により選定し、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下  
同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿(以  
下、「株主名簿等」という。)の作成ならびに備置  
きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿  
管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(第8条から移動)

(基準日)

第10条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新設)

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(削除)

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。

(現行どおり)

<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。  <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>  <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 <u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 当社の取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>  (削除)</p> <p>(第24条第1項に移動)</p> <p>(第24条第2項に移動)</p> <p>(第24条第3項に移動)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(第25条第1項に移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(第26条に移動)</p>
---	--

<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(第 19 条第 1 項から移動)</p> <p>(第 19 条第 2 項から移動)</p> <p>(第 20 条から移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(第 22 条から移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(第 24 条から移動)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 26 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 27 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 28 条</u> 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役の報酬、賞与およびその他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知)</p> <p><u>第 24 条</u> 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 26 条</u> 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社の監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 30 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
--	---

<p>(監査役会の招集通知)  <u>第 30 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)  <u>第 31 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(議事録)  <u>第 32 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)  <u>第 33 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)  <u>第 34 条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(第 30 条から移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(第 33 条から移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)  <u>第 35 条</u> 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>	<p>(第 33 条に移動)</p> <p>(監査役会の決議方法)  <u>第 31 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(第 34 条に移動)</p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第 32 条</u> 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役会の招集)  <u>第 33 条</u> 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。  <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)  <u>第 34 条</u> 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)  <u>第 35 条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)  <u>第 36 条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)  <u>第 37 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)  <u>第 38 条</u> 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>
--	--

<p>(利益配当金)</p> <p>第 36 条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 38 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 39 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議により毎年 6 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 41 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>
---	---

以上